

第

4542
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 8月 7日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

任意組合等の組合員の所得の計算方法

Q：任意組合の組合員の所得の計算方法が、判決結果を受けて改正案が出されているようですが、どんな内容なのですか？

A：次のようなものです。

【解説】

さきごろ、任意組合の組合員の所得の計算方法の改正案が意見公募の形で公表されました。概要は次のとおりです。

1. 現行の取扱い

任意組合等の組合員の組合事業にかかる各種所得金額の計算は、次の①の総額方式により計算し、継続適用を要件として次の②の中間方式又は③の純額方式を認めることとしています。

- ① その組合事業に係る収入金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法
- ② その組合事業に係る収入金額、原価及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組合員の金額を計算する方法
- ③ その組合事業について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員に按分する方法

2. 改正案

判決では、①の方法を用いることが困難であるか否かに関わらず、継続して②又は③の方法で計算している場合は認められるとされたことから、総額方式以外の方式は、継続適用要件のほか、総額方式により計算することが困難と認められる場合に認められるということが明確にされました。

